

別府市普通財産の売払い結果の公表に関する要領

制定 平成25年7月19日
別府市告示第271号

(趣旨)

第1条 この要領は、普通財産(不動産及びその従物に限る。)の売払い(以下「売払い」という。)に係る結果の公表の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 公表の対象となる売払いは、一般競争入札及び随意契約(競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定により行う随意契約に限る。以下同じ。)によるものとする。

(公表内容)

第3条 公表は、売払いに係る契約の内容のうち次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 種類(土地、建物等の別)
- (2) 物件内容
- (3) 契約の方法
- (4) 入札参加者数(一般競争入札の場合)
- (5) 契約年月日
- (6) 最低売却価格(一般競争入札の場合)
- (7) 契約金額(契約の相手方の同意がある場合に限る。ただし、随意契約の場合、議会の議決を要する場合及び契約の相手方が国又は他の地方公共団体である場合は、同意なしで公表するものとする。)
- (8) 契約の相手方の個人又は法人の別

(周知方法)

第4条 売払いに当たっては、前条各号に掲げる事項について公表する旨を当該売払いに係る募集要領等で周知し、契約の相手

方に対し書面にて同意を求めるものとする。

(公表方法)

第5条 売払いに係る結果の公表は、契約締結後、速やかに行うものとする。

2 売払いに係る結果の公表は、第3条各号に掲げる事項の電磁的記録をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

(公表期間)

第6条 売払いに係る結果の公表は、契約日の属する年度の翌年度の3月31日まで行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、売払いに係る結果の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、同日以後に公告を行う売払いについて適用する。